

平成 17 年 6 月 24 日
金 融 庁

金融コングロマリット等への検査対応について

金融改革プログラムにおいて、「国際的な金融の規制緩和に伴う金融機関の諸機能の分化・専門化やコングロマリット化・国際化、新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等の構造変化に対応した制度整備、金融行政の体制整備を行う。」とされており、これを踏まえ、今般「金融コングロマリット監督指針」が発表されたところである。今後コングロマリット化に対応した経営管理、財務の健全性及び業務の適切性を検証できる体制の整備が重要な課題となっている。

こうした観点から、金融庁検査局は、金融コングロマリット等に対し、法令の権限及び目的の範囲内において、今般公表された「金融コングロマリット監督指針」における評価項目について、検証するための態勢整備を図ってまいりたい。

なお、本年 7 月より、金融庁検査局は、金融コングロマリット等の統合的なリスク管理の状況を検証する観点から、検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合に、金融コングロマリットを構成する証券会社等に対し、立入検査を実施する予定である。その際には、金融庁検査局と証券取引等監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとする。

(以 上)